



中小企業もコーポレートガバナンス・コードの活用を！

「コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）」（以下「コード」）は、政府の「日本再興戦略 改訂 2014」において、「成長戦略の策定」と「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」が急務であると位置づけられ、東京証券取引所が策定し、2015年6月より上場企業に適用されている。

コードは、5つの基本原則、30の原則、38の補充原則の3層から成る（計73原則）。基本原則は、「第1章 株主の権利・平等の原則 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 第3章 適切な情報開示と透明性の確保 第4章 取締役等の責務 第5章 株主との対話」から構成されている。

上場企業は、このコードを尊重（実施）し、実施しない場合にはその理由を、「コーポレートガバナンス報告書」において説明する必要がある。

コードは中小企業には適用されていないものの、コード策定の背景に「日本企業の『稼ぐ力』を取り戻す（＝中長期的な収益性、生産性を高める）こと」、「企業におけるリスクを回避・抑制し、不祥事の防止すること」があることに留意したい。その観点からすれば、中小企業においても、コードを活用することに十分な価値があると言える。

例えば、コードには「原則 2-1 中期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定」がある。これは、「ステークホルダー（従業員、顧客など）への価値創造に配慮した経営を行いつつ、中長期的な企業価値向上を図り、こうした活動の基礎となるべき経営理念を策定すべき」ということを意味している。

また、同族企業でオーナー経営の色彩が強く取締役会の形骸化が懸念される場合には、「原則 4-6 経営の監督と執行」、「原則 4-12 取締役会における審議の活性化」等のコードに取り組むことも有効であろう。その他コードには、中小企業にとっても、有益な指針・原則が多く取り入れられている。

ただ、ヒト・カネの両面で余裕に乏しい中小企業が大企業と同じように取り組むことは容易ではないが、中小企業が自社にとって有用かつ取組み可能と思われるコード（原則）について、段階的に取り組んでいくことは重要である。

その活用を通じ、コーポレートガバナンスの充実も図られ、ひいては「収益力の強化」、「リスクの回避、不祥事の防止」へと繋がることが期待される。

（執筆者：EMC（協） 中小企業診断士 倉持俊雄）

※ JRS 経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- コーポレートガバナンス・コードの中小企業への影響と対応策・・・(2016-0551)
 - コーポレートガバナンスと内部統制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2007-1417)
 - 経営理念と利益の相関性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2007-1462)
 - 経営者の役割は自らと組織に革新を促し強い会社にすること・・・(2010-0367)
- ()内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。(☎0120-89-0240)